

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月5日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 尾山 基
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町七丁目1番1
【電話番号】	078(303)6830
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 橋本 幸亮
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町七丁目1番1
【電話番号】	078(303)6830
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 橋本 幸亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年3月4日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、アシックス商事株式会社（以下「アシックス商事」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年3月31日現在）

商号	アシックス商事株式会社
本店の所在地	兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 眞木 秀樹
資本金の額	3,112百万円
純資産の額 （連結） （単体）	17,583百万円 16,308百万円
総資産の額 （連結） （単体）	21,481百万円 19,997百万円
事業の内容	スポーツシューズ、一般シューズ、シューズ用資材の国内及び海外販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	20,240百万円	21,150百万円	27,641百万円
営業利益	1,154百万円	1,624百万円	1,953百万円
経常利益	1,063百万円	1,765百万円	2,335百万円
当期純利益	571百万円	1,001百万円	1,369百万円

（単体）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	16,456百万円	17,119百万円	23,807百万円
営業利益	684百万円	1,275百万円	1,802百万円
経常利益	632百万円	1,466百万円	2,192百万円
当期純利益	347百万円	816百万円	1,281百万円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社アシックス	50.42
田嶋 弘吉	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.38

株式会社三井住友銀行	2.43
山陰アシックス工業株式会社	2.26

(注)平成25年11月7日から同年12月18日まで当社が実施したアシックス商事の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の結果、本臨時報告書提出日現在、当社は、当社の完全子会社である山陰アシックス工業株式会社(以下「山陰アシックス工業」といいます。)所有分と合わせて、アシックス商事の発行済株式総数(8,842,636株)の90.05%(小数点以下第三位四捨五入)に相当する7,962,952株を直接又は間接的に所有しております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	本臨時報告書提出日現在、当社は、当社の完全子会社である山陰アシックス工業所有分と合わせて、アシックス商事の発行済株式総数(8,842,636株)の90.05%(小数点以下第三位四捨五入)に相当する7,962,952株を直接又は間接的に所有しております。
人的関係	本臨時報告書提出日現在、当社の取締役常務執行役員である佐野俊之氏及び当社の前代表取締役であり現在相談役である和田清美氏が、アシックス商事の社外取締役を兼務しております。
取引関係	本臨時報告書提出日現在、アシックス商事は、当社が販売する各種スポーツシューズ及び当社が使用するスポーツシューズ関連資材の輸出入並びに当社とのライセンス契約に基づき、アシックスブランドのスポーツシューズを製造し、当社に対してアシックスブランドの使用等によるロイヤリティを支払っております。

(2)本株式交換の目的

当社は、平成25年11月6日付「当社子会社であるアシックス商事株式会社(証券コード9814)株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「本公開買付けプレスリリース」といいます。)に記載のとおり、アシックス商事の完全子会社化をめざして、平成25年11月7日から同年12月18日まで、アシックス商事の普通株式の全て(ただし、当社所有株式、当社の完全子会社である山陰アシックス工業が所有するアシックス商事の普通株式及び同社が所有する自己株式を除きます。)を対象とする公開買付けを実施しました。その結果、本日現在、当社は、山陰アシックス工業による所有分と合算して、アシックス商事の普通株式7,962,952株(アシックス商事の発行済株式数(8,842,636株(平成25年12月31日現在))に対する所有株式数の割合にして90.05%(小数点以下第三位四捨五入))を所有しております。

本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、当社は、アシックス商事を当社の完全子会社とすることを企図しており、本公開買付けにより、当社はアシックス商事の普通株式の全てを取得できなかったことから、当社及びアシックス商事は、この度、本株式交換により、アシックス商事を当社の完全子会社とすることといたしました。

当社によるアシックス商事の完全子会社化の目的につきましては、既に本公開買付けプレスリリース、アシックス商事が公表した平成25年11月6日付「支配株主である株式会社アシックスによる当社普通株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」でご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

現在、当社及びその子会社(平成25年3月31日時点、全51社。以下、当社を含めて「当社グループ」といいます。)は、グローバル規模での持続的成長を志向した中期経営計画『アシックス・グロース・プラン2015(以下「AGP2015」といいます。)]を掲げ、平成27年度までに連結売上高4,000億円達成の実現を目指しております。そして、基本方針である「グループ全体で、お客様起点の活動を強化する」のもと、基本戦略としてアスレチックスポーツ事業、スポーツライフスタイル事業、健康快適事業という三つの事業領域(ビジネスドメイン)において、革新的な価値の提供とお客様ニーズ対応の融合(製品戦略)、グローバル組織の構築(組織戦略)を核とした事業戦略を遂行しております。

一方、アシックス商事は当社の前身である「オニツカ株式会社」に対し靴資材の販売を行っていたことから両社創業者間の信頼関係が構築された経緯で、当社がアシックス商事の第三者割当増資を引き受け、昭和62年にはアシックス商事に対する当社の持株比率が間接所有分も含め50.00%になったのを機に、アシックス商事は「アシックス商事株式会社」に商号変更し、現在に至っております。

その後、アシックス商事の株式上場(平成3年に証券会社法人大阪証券取引所市場第二部上場、平成15年に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部上場)などを経て、当社は、当社グルー

プ全体の更なる売上拡大、企業価値向上を目的として、平成19年にアシックス商事との間で、商品力の強化やグローバルな事業拡大、事業の合理化・コスト削減などの業務提携を行うことで合意するとともに、アシックス商事に対して公開買付けを実施（公開買付価格2,150円）し、公開買付けの結果、議決権比率が35.84%から51.09%となりアシックス商事を連結子会社といたしました。

アシックス商事の主な事業は、国内向けの比較的低価格な普段履きシューズ（汎用シューズ）、海外向けの中価格帯スポーツシューズ及びシューズ用資材の販売であり、シューズ商品については、自社で企画・開発し、海外メーカーへ委託生産して仕入れた上で、国内の小売店等及び当社の海外販売子会社に販売しております。また、アシックス商事はその完全子会社であるニッポンスリッパ株式会社を通じて、スリッパ・日用品等の企画・販売も行っております。

今後、当社グループを取り巻くスポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりやランニングブーム、さらには新興国市場の拡大を背景に、引き続き堅調に推移すると予想されます。このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画AGP2015に基づき、世界本社機能の更なる強化、世界最大市場の北米と高成長市場の新興国での事業拡大及び日本事業の強化・拡大に取り組み、グローバル化が進展する経営環境に即応し、持続的な成長に努めている状況にあります。

こうした中、当社とアシックス商事は、中期経営計画AGP2015の目標の実現に向けて、平成25年8月下旬の当社の提案を契機として、当社は、当社及びアシックス商事から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任した上で、アシックス商事は、当社及びアシックス商事から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を選任した上で、アシックス商事及び当社グループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策並びに本公開買付け及び本株式交換の諸条件について複数回に亘る協議を重ねてまいりました。その結果、当社が本公開買付けを通じてアシックス商事を完全子会社化することによって、当社の持つブランド力や信用力等の経営資源をアシックス商事が最大限活用することが可能となる、より緊密な協力体制を構築し、アシックス商事において機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、アシックス商事の更なる成長を実現する最善策であり、アシックス商事及び当社グループの企業価値を最大化させることになるとの結論に至りました。更に、アシックス商事が当社の完全子会社となることは、両社の親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除し、またアシックス商事の上場維持コストの負担軽減によりアシックス商事及び当社グループの更なる経営管理体制の効率化やスリム化を可能にするものであります。

当社グループの中期経営計画であるAGP2015目標必達のために、当社はアシックス商事を完全子会社化し、連携を深めていくことで、経営資源の集中、商品イノベーション、管理、マーケティング等の協業等を通じて、成長速度の加速、競争基盤の拡充を共に目指していきます。アシックス商事が当社の完全子会社となることで、両社間においてより迅速かつ緊密な事業面での連携及び機能再編が可能となります。具体例として、当社グループが保有する商標・特許・意匠等の知的財産権や各種の技術情報等及び当社のマーケティング活動におけるノウハウを活用した事業展開を両社で推進することで、当社及びアシックス商事が一体となって、アシックスブランド及び当社グループ保有のブランドのブランドマネジメント及びブランド価値の向上を図ります。また、知的財産権の適切な管理体制の構築など、管理面における当社のインフラ及びノウハウをアシックス商事と共有することによって効率的な組織運営を実現します。両社間で共通する業務については、資材調達の一元化及び製品材料の共有化等の業務の集約化・再編を実施するなど、当社グループ内で相互連携の強化・合理化を行うことでコスト面の削減を目指します。さらには、ガバナンス強化が求められる環境下、当社グループの行動規範、CSR方針に則った経営の一層の徹底や浸透を通じて、アシックス商事の経営品質及びグループ経営の透明性を向上し、強固なガバナンス及びコンプライアンス体制を構築することで、持続的な成長基盤の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

（3）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、アシックス商事を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定であり、アシックス商事については、会社法第784条第1項に定める略式株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

アシックス商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.33株を割当交付します。また、当社は、その所有する自己株式10,377,980株を本株式交換による株式の割当てに充当する予定であり、当社が新たに株式を発行する予定はありません。ただし、当社が本株式交換によりアシックス商事の普通株式の全部（ただし、当社が保有するアシックス商事の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）に所有するアシックス商事の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

本株式交換により交付されるべき当社普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当社は、当該端数の交付を受けることとなるアシックス商事の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数に応じた金銭を交付します。

なお、アシックス商事は、平成26年3月4日に開催したアシックス商事の取締役会決議により、アシックス商事が所有する自己株式及び基準時までアシックス商事が所有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

その他の本株式交換契約の内容

当社がアシックス商事との間で、平成26年3月4日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社アシックス（以下「甲」という。）とアシックス商事株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社アシックス

住所：神戸市中央区港島中町七丁目1番1

(2) 株式交換完全子会社（乙）

商号：アシックス商事株式会社

住所：神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代えて、その保有する乙の普通株式数の合計に1.33を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.33株の割合をもって、甲が保有する自己株式から割り当てる。
3. 前二項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条第2項に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金 0円

第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年3月26日とする。但し、本株式交換の手の進行上の理由その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の定めるところに従い、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（株式交換承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定に基づき本契約について同法795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。但し、第796条第4項の規定に基づき、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき本契約について同法783条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、通常の業務執行に伴うものを除き、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、法令等に従い、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条（剰余金の配当）

甲及び乙は、別途書面により合意する場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（本契約の変更又は解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約の変更又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、()第6条第1項但書に定める場合に、甲の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が受けられないとき又は、()本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、決定する。

第13条（準拠法と管轄）

本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を準拠法とし、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月4日

甲 神戸市中央区港島中町七丁目1番1
株式会社アシックス
代表取締役社長CEO 尾山 基

乙 神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号
アシックス商事株式会社
代表取締役社長 眞木 秀樹

（４）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定機関の名称及び上場会社との関係

当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びアシックス商事の第三者算定機関である大和証券はいずれも、当社及びアシックス商事からは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

当社及びアシックス商事は、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公正性・妥当性を確保するため、本株式交換比率を決定するにあたり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、アシックス商事は大和証券を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、当社及びアシックス商事の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析（平成26年2月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式及び東京証券取引所市場第二部におけるアシックス商事の普通株式のそれぞれの、算定基準日の終値、直近1か月間及び直近3か月間の各取引日における終値平均値、並びに、平成26年2月13日付「2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の公表日の翌営業日（平成26年2月14日）から算定基準日までの取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また、アシックス商事には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を採用いたしました。

なお、当社普通株式1株当たりの価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	1.24～1.39
類似会社比較分析	0.94～1.38
DCF分析	1.15～1.64

(注)三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の分析に際し、当社若しくはアシックス商事から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社及びアシックス商事の財務予測に関する情報については、当社及びアシックス商事の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、当社又はアシックス商事とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成26年2月28日までの上記情報を反映したものであります。

一方、大和証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成26年2月28日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、過去1ヵ月間の終値単純平均株価、過去3ヵ月間の終値単純平均株価及び当社による平成26年2月13日付「2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の公表日の翌営業日（平成26年2月14日）から基準日までの終値単純平均株価）を採用して算定を行いました。

また、アシックス商事については、本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を算定した時点以降に株式価値に重要な影響を与える事象は発生していないことから、本公開買付価格（1株につき、金2,500円）をその株式価値として採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果（株式交換比率の算定結果）は、1.259から1.395と算定されております。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、平成26年2月28日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アシックス
本店の所在地	神戸市中央区港島中町七丁目1番1
代表者の氏名	代表取締役社長CEO 尾山 基
資本金の額	23,972百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	各種スポーツ用品等の製造及び販売

以上